

天理市乳児等支援事業の認可等に関する規則をここに公布する。

令和 8 年 3 月 31 日

天理市長 並 河 健

天理市規則第16号

天理市乳児等支援事業の認可等に関する規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、乳児等通園支援事業に係る児童福祉法（昭和22年法律第164号）第34条の15第2項に規定する認可（以下「認可」という。）及び子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第54条の2第1項に規定する確認（以下「確認」という。）に関し、児童福祉法、子ども・子育て支援法、児童福祉法施行令（昭和23年政令第74号）、児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号）、子ども・子育て支援法施行令（平成26年政令第213号）及び子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(認可等の申請)

第 2 条 認可及び確認（以下「認可等」という。）を受けようとする者は、乳児等通園支援事業認可申請書（兼）特定乳児等通園支援事業者確認申請書（様式第1号）に市長が必要と認める書類を添えて、市長に提出するものとする。

(認可等の基準)

第 3 条 認可の基準は、児童福祉法及び天理市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（令和7年6月天理市条例第29号）に定めるところによるものとする。

2 確認の基準は、子ども・子育て支援法及び天理市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例（令和7年12月天理市条例第38号）に定めるところによるものとする。

(認可等の通知)

第 4 条 市長は、第2条の規定による認可の申請があったときは、その内容を審査し、認可する場合にあっては乳児等通園支援事業認可決定通知書（様式第2号）により、認可しない場合にあっては乳児等通園支援事業認可不承認

通知書（様式第3号）により当該申請者に通知するものとする。

- 2 市長は、第2条の規定による確認の申請があったときは、その内容を確認し、特定乳児等通園支援事業者確認通知書（様式第4号）により当該申請者に通知するものとする。

（認可事項の変更）

第5条 児童福祉法施行規則第36条の36第3項に規定する届出は、乳児等通園支援事業者認可変更届出書（施設名称等の変更）（様式第5号）により行うものとする。

- 2 児童福祉法施行規則第36条の36第4項に規定する届出は、乳児等通園支援事業者認可変更届出書（建物その他の設備の変更等）（様式第6号）により行うものとする。

（確認内容の変更）

第6条 子ども・子育て支援法第54条の3において準用する同法第44条に基づく申請は、特定乳児等通園支援事業者確認変更申請書（利用定員の増加）（様式第7号）により行うものとする。

- 2 市長は前項の規定による申請を受けたときは、特定乳児等通園支援事業者確認変更通知書（利用定員の増加）（様式第8号）により当該申請者に通知するものとする。

- 3 子ども・子育て支援法第54条の3において準用する同法第47条第1項に基づく届出は、特定乳児等通園支援事業者確認変更届出書（利用定員の変更以外）（様式第9号）により行うものとする。

- 4 子ども・子育て支援法第54条の3において準用する同法第47条第2項に基づく届出は、特定乳児等通園支援事業者確認変更届出書（利用定員の減少）（様式第10号）により行うものとする。

（廃止又は休止の申請等）

第7条 認可等を受けた者が、児童福祉法第34条の15第7項に規定する乳児等通園支援事業の廃止若しくは休止をしようとする場合又は子ども・子育て支援法第54条の3において準用する同法第48条に基づく乳児等通園支援事業の確認の辞退をしようとする場合は、乳児等通園支援事業者認可廃止又は休止申

請書（兼）特定乳児等通園支援事業者確認辞退届出書（様式第11号）を市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、廃止又は休止を承認する場合にあっては乳児等通園支援事業（廃止・休止）承認通知書（様式第12号）により、承認しない場合にあっては乳児等通園支援事業（廃止・休止）不承認通知書（様式第13号）により当該申請者に通知するものとする。

（認可の取消し等の通知）

第8条 市長は、児童福祉法第58条第2項の規定により認可の取消しをするときは、乳児等通園支援事業認可取消通知書（様式第14号）により行うものとする。

- 2 市長は、子ども・子育て支援法第54条の3において準用する同法第52条第1項の規定により、確認の取消し又は期間を定めてその確認の全部若しくは一部の効力を停止するときは、特定乳児等通園支援事業者確認（取消・停止）通知書（様式第15号）により行うものとする。

（その他）

第9条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、令和8年4月1日から施行する。

（準備行為）

- 2 この規則を施行するために必要な手続その他の行為は、この規則の施行の日前においても行うことができる。